

## 山梨市議会災害対策組織要綱

令和元年 9 月 1 日  
議会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、被害の程度が大規模又は広範囲となる災害等（自然災害のほか大規模火災、致死率又は感染力が高い重篤な感染症等を含む。以下同じ。）が発生した際における対策のための組織として、山梨市議会災害対策本部会議（以下「災害対策本部会議」という。）及び山梨市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 山梨市議会議長（以下「議長」という。）は、山梨市災害対策本部又は山梨市危機管理対策本部（以下「市本部」）が設置されたときには、市の組織と連携するために災害対策本部会議を設置することができる。

2 議長は、災害等の被害の状況に応じて、災害対策会議を設置することができる。

3 議長は、災害対策会議を設置したときには、市長に通知する。

(組織)

第 3 条 災害対策本部会議は、議長、副議長、議会運営委員長、各常任委員会委員長及び議会事務局職員をもって構成する。

2 災害対策会議は、山梨市議会議員（以下「議員」という。）をもって構成する。

3 議長は、災害対策本部会議及び災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

5 災害対策本部会議及び災害対策会議については、集合により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、集合を極力控え、オンライン、電話、ファックス等による情報共有を主とし、会議に代えるものとする。

(1) 大規模な災害等が発生したとき。

(2) 致死率又は感染力が高い重篤な新感染症が発生したとき。

(3) その他議長が議員の参集が危険又は困難と認めるとき。

(所掌事務等)

第 4 条 災害対策本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否及び居場所の確認を行うこと。

(2) 市本部から災害等に関する情報の報告を受け、議員に提供すること。

2 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市本部から災害等に関する情報の報告を受け、議員に提供すること。

(2) 議員が収集した被害に関する情報を集約及び整理し、市本部に提供すること。

(3) 被災者からの相談、要望等の内容を整理すること。

(4) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。

(6) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第 5 条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策本部会議及び災害対策会議の事務を補佐する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。